

情報保護評価の実施の仕組み(案)

参考資料3

 情報保護評価 の必要性を 判断する (しきい値評価) ※1	区分	情報保護 評価 	国民の 意見 	第三者機関 の審査 	公開 
	対象外	×	×	×	(論点)
	必要性が 高くないもの	△ ※重点項目評価を 実施	△ ※各機関の裁量により 意見聴取	△ ※重点項目評価を サンプリングチェック	○ ※しきい値評価、 重点項目評価を公開
	必要性が 高いもの	○ ※全項目評価を実施	(論点)	○ ※全件	○ ※しきい値評価、 全項目評価を公開

※1 但し、情報保護評価の対象は、「番号」に係る個人情報を取り扱うシステムであるため、マイナンバーを利用するか、情報連携基盤を利用するものについてのみ、しきい値評価を行う